**合併公告**

**【簡易＆略式吸収合併・連名標準型】**

**5**

　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

　効力発生日は令和○○年○○月○○○日であり、甲は会社法第七九六条第○項**（※➁）**、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

　この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

　　　掲載の日付　令和○○年○○月○○○日

　　　掲載頁　○○○頁（号外第○○○号）

（乙）掲載紙　官報

　　　掲載の日付　令和○○年○○月○○○日

　　　掲載頁　○○○頁（号外第○○○号）

　令和○○年○○月○○○日　**（※①）**

　　○○県○○市○○○○町○○番地

　　　　　　　　　　（甲）○○○○株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

　　○○県○○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　（乙）○○○○株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

【注】最終貸借対照表を同時掲載することが可能です。同時掲載する場合は枠公告となります。

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

**（※➁）**会社法第七九六条第○項の「○」には「一」もしくは「二」が入る。

第一項　特別支配関係にある会社間で特別支配会社が消滅会社等、被特別支配会社が存続会社となる吸収合併等の場合（略式吸収合併等）

第二項　吸収合併等に際し交付される社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社純資産の五分の一を超えない場合（簡易吸収合併等）

関連条文

　会社法　七八九条二項・七九九条二項

**最終貸借対照表の開示状況の記載例**

**《最終貸借対照表【決算公告】を同時掲載するとき》**

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり

です。

（補足）「左記」は決算公告の配置により「下記」「次」等に変わります。

※決算公告を同時掲載するときは枠公告になります。

**《官報で公告しているとき》**

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和○○年○○月○○日

掲載頁　一二三頁（号外第四五六号）

※官報で公告しているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

**《時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告しているとき》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙　○○○新聞

掲載の日付　令和○○年○○月○○日

掲載頁　二十三頁

※時事に関する事項を掲載するに日刊新聞紙で公告しているときは、当該新聞の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

**《特例有限会社の場合》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

計算書類の公告義務はありません。

**《持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）の場合》**

* 最終貸借対照表の開示状況の記載は不要です。

**《有価証券報告書提出会社の場合》**

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

**《電子公告しているとき》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

　http://www.tochigi09.com

※　「公告する方法」として「電子公告の方法により行う。」と登記し、電子公告を行った場合、電子公告調査機関の調査をうけなければならない（決算公告のみの場合は不要）（会社法九四一条）。

また、ホームページには貸借対照表の全文を当該定時株主総会終結後五年間掲載し続けなければならない。

**《ホームページ（会社法の規定に基づく開示）に掲載しているとき》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

　http://www.tochigi09.com

※　「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項」として「ホームページアドレス」を登記する必要がある。

また、ホームページには貸借対照表の全文を当該定時株主総会終結後五年間掲載し続けなければならない。

**《最終事業年度がない（未到来又は決算が確定していない）場合》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

確定した最終事業年度はありません。

**《清算株式会社の場合》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

清算株式会社です。